

II 給付金関係

1 年金生活者等支援 臨時福祉給付金について

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について

平成27年12月18日
一億総活躍担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

1. 趣旨

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。

2. 給付対象者の範囲・支給時期

給付対象者の範囲・支給時期については、年金生活者支援給付金の対象者を念頭に置きつつ、平成28年前半の個人消費の下支えの観点や実務上の対応可能性を踏まえ、具体的には以下のとおりとする。

①低所得の高齢者

低所得の高齢者向けの給付金については、平成27年度の簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者を対象とし、できる限り早期に支給する。

②低所得の障害・遺族基礎年金受給者

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金については、平成28年度の簡素な給付措置の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者(①に該当する者を除く。)を対象とし、平成28年度の簡素な給付措置と併せて支給する。

3. 給付額

給付対象者一人につき、30,000円

4. 実施方法

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に当たっては、市町村(特別区を含む。)を始めとする地方の協力が不可欠であるため、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な支給方法とする。そのため、これまでの簡素な給付措置と同じ仕組みで実施する。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に要する費用については、国が負担するものとする。

(参考) 関係する国会答弁

平成28年1月6日 衆議院本会議 松本 純議員の質問に対する内閣総理大臣答弁

年金生活者等への臨時給付金の意義についてお尋ねがありました。

GDP600兆円の実現に向け、今年前半にかけての個人消費の下支えを行い、経済の下振れリスクにも対応することが必要です。現役世代には賃金引き上げの恩恵が及びやすい一方、こうした恩恵が及びにくいのは高齢者です。年金額については、デフレの影響もあり、特例水準の解消も含め、伸びませんでした。

また、一般的には、高齢者層は、他の年齢層に比べ消費性向が高い傾向にあります。こうしたことを踏まえ、アベノミクスの果実を活用し、低所得の高齢者に対し一人三万円の臨時的な給付金の支給を行うこととしました。(略)

同時に、若い世代への支援も極めて重要であります。若者を含む現役世代については、賃金引き上げや最低賃金の引き上げを推進していきます。また、平成27年度補正予算や平成28年度予算において、保育サービスの充実や低所得の一人親家庭、多子世帯に対する支援など、公費ベースで0.7兆円(注)の子育て支援の拡充を行い、幅広い支援を行ってまいります。

(注)0.7兆円の内訳

平成27年度補正予算案 3370億円

・保育の受け皿整備の量の拡大	570億円
・保育士の人材確保	830億円
・不妊治療の充実	14億円

平成28当初予算案 +3640億円(2兆8860億円)

◇保育の受け皿の拡大	
・保育サービスの量の拡大	+820億円
・企業主導型保育施設の整備等	+840億円
◇ひとり親家庭・多子世帯の支援	
・児童扶養手当の多子加算の倍増	+80億円
・幼児教育無償化の段階的拡充	+380億円
◇不妊治療の充実	+55億円
◇若者の雇用安定・待遇改善	
・キャリアアップ助成金の拡充	+190億円

(参考)

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 ー 成長と分配の好循環の形成に向けて ー【抜粋】

平成27年11月26日
一億総活躍国民会議

Ⅱ. 緊急に実施すべき対策

アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今ここで、少子高齢化という構造的な問題に歯止めをかけ、国民一人ひとりの将来不安を解消し、消費や投資が進まない根本的な隘路を取り除くことこそ、我が国経済社会が直ちに着手すべき課題である。

こうした観点から、引き続き強い経済実現に向けた対策を講じつつ、緊急に実施する対策では、「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロ」という二つの目的達成に直結する政策に重点的に取り組む。

具体的には、以下の対策を緊急に実施すべきであり、速やかに必要な対策を講じることとする。

1. 「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

■最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起

○アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行う。【特に緊急対応】

3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

■生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

○アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行う。【特に緊急対応】(再掲)

年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

		①低所得の高齢者向けの給付金	②低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金
趣 旨		「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。	
内 容	支給対象者	平成27年度簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者	平成28年度簡素な給付措置の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（①の支給対象者を除く。）
	予算上の対象者数 （注1）	1,130万人	150万人
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基準日	平成27年1月1日	平成28年1月1日
	支給額	支給対象者一人につき、30,000円	
	費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予算額	【平成27年度補正予算案に計上】 3,624億円 （事業費：3,390億円 事務費：234億円）	【平成28年度当初予算案に計上】 450億円 （事業費：450億円 事務費：（注2）参照）

（注1）対象者数は、予算積算上の推計数である。

（注2）低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と併せて支給し、申請・審査・振込などの事務手続きを一括して行うことから、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る事務費は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の事務費に含まれている。

（※）支給時期は、①の給付金は平成28年3月～6月頃、②の給付金は平成28年10月頃～を予定している。

2 平成28年度の簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)について

平成28年度の「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」概要

趣 旨		税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）を実施
内 容	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 （市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く）
	予算上の対象者数 （注1）	2,200万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給
	実施主体	市町村（特別区を含む）
	基準日	平成28年1月1日
	支給額 （注2）	支給対象者一人につき、3,000円 （平成28年10月～平成29年3月の半年分）
	費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）
	予算額	1,033億円 （事業費：660億円 事務費：373億円（注3））

（注1）対象者数は、予算積算上の推計数である。

（注2）支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出。

（注3）平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金と併せて支給し、申請・審査・振込などの事務手続きを一括して行うことから、事務費の額には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る分も含まれている。

これまでの簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要（26年度・27年度）

		平成27年度	平成26年度
趣 旨		税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施	
内 容	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 （市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く）	
	予算上の対象者数 （注1）	2,200万人	2,400万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給	
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基 準 日	平成27年1月1日	平成26年1月1日
	支 給 額 （注2）	支給対象者一人につき、6,000円 （加算措置なし） （平成27年10月～平成28年9月の1年分）	支給対象者一人につき、10,000円 基礎年金受給者等に、5,000円を加算 （平成26年4月～平成27年9月の1年半分）
	費 用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予 算 額	1,693億円 （事業費：1,320億円 事務費：373億円）	3,420億円 （事業費：3,000億円 事務費：420億円）

（注1）予算積算上の推計数であり、対象者数の減は、推計方法を精査したことによるもの

（注2）支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出

市町村による簡素な給付措置の個別の申請勧奨の取組

住民に直接申請を促す方法として、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに、
 予め氏名等を印字した申請書を送付する取組を、多くの市町村が実施

平成27年度実績

○84%の市町村（市区では92%）で、非課税者等への個別のお知らせを実施（26年度事業では、78%の市町村が実施）

○ほとんどの実施市町村で申請書も同封し、更に、申請書を送付した市町村の95%が氏名等を予め印字

【市町村の申請勧奨の取組】

- ①給付措置について掲載した広報誌の全戸配布
- ②給付措置のチラシ等の全戸配布
- ③平成27年度の市町村民税の非課税者等に対して、課税されていない旨のお知らせを行うとともに、チラシ等を同封

実施市町村数	①	②	③
27年度	1,365	412	1,462
26年度	1,388	726	1,350

同封したもの	チラシのみ	申請書のみ	申請書とチラシ
27年度	1.7%	11.4%	86.9%
26年度	2.4%	12.1%	85.6%

申請書に氏名等を印字	有	無
27年度	95.0%	5.0%
26年度	87.0%	13.0%

申請書に印字した事項	氏名	住所	生年月日	性別	口座情報
27年度	95.8%	84.7%	95.1%	88.3%	80.1%
26年度	94.8%	82.1%	93.8%	86.4%	—

※申請書に氏名等何らかの事項を印字した自治体数を母数に、各事項を印字した自治体の割合

※市町村に対して実施したアンケートを集計したもの。（26年度は27年2月末アンケート、27年度は27年10月末アンケートの集計結果）

(参考)各給付金実施状況
・スケジュールについて

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）・年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施状況

■ 措置済 ■ 27補正案 ■ 28当初案

年 度	25	26	27	28（予定）	29（予定）	支給対象者	
消費税率	5%	(26.4.1) 5%→8%		予定 (29.4.1) 8%→10%			
簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)		26.4～27.9の1年半分		27.10～28.9の1年分		28.10～29.3の 半年分	
		<div style="background-color: green; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 26年度 支給：26年8月～ 人数：2,400万人 10,000円 </div>	<div style="background-color: green; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 27年度 支給：27年10月～ 人数：2,200万人 6,000円 </div>	<div style="background-color: orange; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 28当初案 支給：28年10月～ 人数：2,200万人 3,000円 </div>	<div style="background-color: lightblue; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 軽減税率制度 スタート（予定） </div>	住民税非課税者 (課税者の扶養親族 や生活保護制度の被 保護者を除く)	
年金生活者等支援 臨時福祉給付金	低所得の 高齢者向け (65歳以上)			<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 27補正案 支給：28年3月～ 人数：1,130万人 30,000円 </div>		<div style="background-color: lightblue; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 年金生活者支援給付金制度 スタート（予定） </div>	27年度の簡素な給付 措置の支給対象者の うち、65歳以上の者
	障害・遺族 基礎年金 受給者向け (65歳未満)			<div style="background-color: orange; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 28当初案 支給：28年10月～ 人数：150万人 30,000円 </div>	併せて支給		28年度の簡素な給付 措置の支給対象者の うち、障害・遺族基 礎年金受給者（65歳 未満）

想定される事務スケジュール

(注) 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
また、事務作業については、各市町村の規模、実情等に応じて実施することになるため、一部、点線としている。

		27年		28年												29年										
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月							
国	対自治体	説明会① ▲		▲説明会②		▲交付決定（事務費、事業費）																				
	広報			▲事務委任手続き開始		▲事務委任（告示）		▲補助金繰越手続き		▲補助金交付要綱発出（繰越分）		▲交付決定（事務費、事業費）						年金生活者等支援臨時福祉給付金 （低所得の高齢者向け） 【27補正】								
自治体	予算			▲3月（2月）補正 予算にエントリー																						
	調達			調達事前手続		▲契約		①システム改修 ②申請書作成・発送等												▲交付決定（事務費、事業費）						
	支給事務							申請		支給																
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月							
国	対自治体	説明会① ▲		▲説明会②		▲支給要領 補助金交付要綱発出				▲交付決定（事務費）				▲交付決定（事業費）												
	広報			事前準備 関係省庁・機関との調整						テレビ新聞				テレビ新聞												
日本年金機構				システム構築		データ抽出 自治体へ回付																				
自治体	予算			▲28当初予算にエントリー																						
	調達			調達事前手続		▲契約		①システム改修 ②申請書作成・発送等												①28簡素な給付措置 + ②年金生活者等支援臨時福祉給付金 （低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け） 【28当初】						
	支給事務							データ取込		申請		支給														
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月							
国	広報			コールセンター・ホームページ																						
自治体	支給事務			申請		支給														＜参考＞27簡素な給付措置 【27当初】						

III 援護関係

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

制度の概要

- 昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、**戦傷病者等の妻の精神的痛苦**に対して、**国として特別の慰^{いしや}藉**を行うため、**特別給付金を支給**。
- 支給は、**無利子の記名国債の交付**により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
※「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に対しては「戦没者等の妻に対する特別給付金」国債を、夫たる戦傷病者等が平病死している場合は、その妻に対し平病死特別給付金国債を支給。

《 これまでの改正経緯 》

昭和41年に制度が創設され、以後、最終償還を迎えるたび（昭和51年、昭和61年、平成8年、平成18年）に法改正を行い、継続支給。また、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し支給するため、中間年（昭和54年、平成3年、平成13年、平成23年）においても、法改正。



(注)括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額。現在、新規支給は30(15)万円。

※戦没者等の妻に対する特別給付金(5回目継続(H25改正))は、20万円/年×10年。平病死特別給付金は、1万円/年×5年。

改正内容

※通常国会に関連法案を提出予定

- 平成28年に現在償還中の国債が最終償還を迎えることから、**国として引き続き慰^{いしや}藉**を行うため、**特別給付金の支給を継続**。
- 受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。
- 施行日は、平成28年4月1日(2回目の交付に係る施行日は平成33年4月1日)。

依頼事項

- 法案が成立し、法施行後、当省から対象者に対して個別案内を送付する予定(各都道府県に対象者リストを送付)。
- 請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定について、ご配慮いただきたい。

※平成28年度政府予算案に、事務委託費として14百万円を計上。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について

制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、**戦後何十周年**といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹等)に対して、特別弔慰金を支給。
※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がないとき、先順位者1名に支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
- **戦後70周年**に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正(平成27年4月1日施行)し、特別弔慰金の支給を継続。御遺族の高齢化を踏まえ、**償還額を年5万円に増額**するとともに、**5年償還の国債を5年ごとに交付**。

これまでの国の取組

- 平成27年2月 特別弔慰金支給法施行事務研修会(各都道府県職員を対象)を開催。
※改正の概要、事務処理マニュアル(案)に基づき、事務処理に当たっての留意点、広報計画について説明。
- 平成27年4月～5月 ポスター及びリーフレットを地方自治体に配付。
- 平成27年6月 援護関係施行事務研修会(各都道府県職員を対象)を開催。
※審査実務の参考にさせていただくため、事例研究等について説明。
- 以後、各都道府県ブロック援護主管課長会議等を通じて、また、順次、地方自治体からの照会に回答対応。

依頼事項

- 請求期間は、3年間(平成27年4月1日～平成30年4月2日)
- 国債の償還が平成28年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれては、審査体制を整え早期裁定の促進に一層努めていただきたい。

※平成27年12月末現在、居住地都道府県における受付件数は48.6万件(平成28年1月までの国債発行請求件数は15.6万件)。

※平成28年度政府予算案に、事務委託費として892百万円を計上(平成27年度:694百万円)。

3 遺骨収集帰還等慰霊事業について

平成28年度の方針

(1) 遺骨収集帰還事業

南方地域等	旧ソ連地域等
<ul style="list-style-type: none">得られた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら13地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、パラオ諸島、硫黄島等)。確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施。	<ul style="list-style-type: none">抑留中死亡者等の遺骨収集帰還等をロシア連邦等の5地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方等)。

(2) 慰霊巡拝事業

南方地域等	旧ソ連地域等
7地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、硫黄島等)	ロシア連邦の抑留地域3地域(ハバロフスク地方等)と、樺太で実施

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい。2月中を目途に実施時期等を通知予定。

平成28年度 遺骨収集帰還・慰霊巡拝実施予定地域

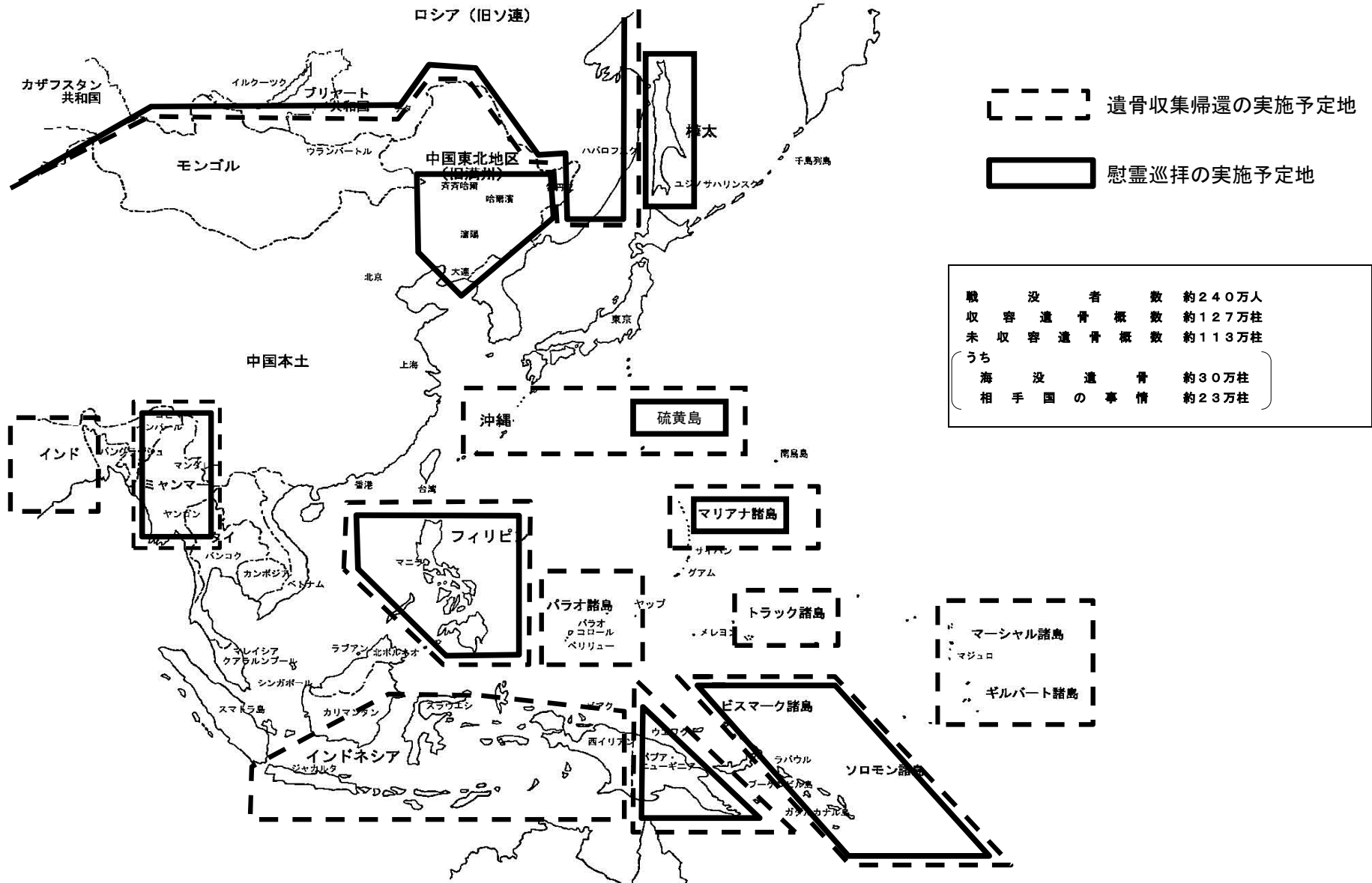
○ 遺骨収集帰還の実施予定地域

- ・旧ソ連
- ・東部ニューギニア
- ・インドネシア
- ・トラック諸島
- ・ギルバート諸島
- ・ミャンマー
- ・沖縄
- ・フィリピン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・マリアナ諸島
- ・マーシャル諸島
- ・インド
- ・パラオ諸島
- ・硫黄島

○ 慰霊巡拝の実施予定地域

- ・旧ソ連(樺太含む)
- ・東部ニューギニア
- ・マリアナ諸島
- ・中国
- ・フィリピン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・ミャンマー
- ・硫黄島

平成28年度 遺骨収集帰還・慰霊巡拝実施予定地域 概見図



4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

現 状

(DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - これまで関係遺族約10,600人に戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約2,300人から申請。鑑定の結果1,019柱の遺骨の身元を特定。(平成27年11月末現在)
なお、戦後70年を迎え、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取り組みを行っていく必要から、
 - ① 個性のある戦没者遺骨から、DNAのデータを抽出することが可能な場合は、遺骨収容後速やかにDNAデータの抽出を行い、全てデータベース化する。
 - ② 旧ソ連及びモンゴル(抑留中死亡者)以外の地域で収容された個性のある御遺骨について、遺留品などがなくても、部隊記録等の資料により、ある程度戦没者が特定できた場合には、関係すると思われる遺族に対しDNA鑑定の呼びかけを行って、御遺骨の身元を特定する。
- ことについて、現在検討を進めている。

連絡事項

(身元が特定された遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。
- 平成27年度に帰還した遺骨の関係遺族に対し、DNA鑑定の案内を平成28年度内に送付予定。

依頼事項

(身元が特定された遺骨等の伝達)

- 都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への遺骨等伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助を行うことを予定している。

- 都道府県を通じた文書等による調査の結果 不良の慰霊碑 734基

2 連絡事項

平成28年度においては、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や、当該慰霊碑の建立地等に埋設を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2(上限25万円)を補助することを予定している。

なお、具体的な内容等については、3月3日の社会・援護局関係主管課長会議でお示しする予定である。

3 依頼事項

自治体におかれては、平成26年3月31日に報告を依頼した民間建立慰霊碑の管理状況等の調査結果について、改めて管理状況等の把握に努めていただくようお願いしたい。

6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

(1) 平成28年度の見直し内容

支援・相談員配置基準の見直し

○支援給付の実施機関に配置している支援・相談員について、支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に見直しを行うこととしたので、引き続きご協力をお願いしたい。

《現行》

【支援給付受給世帯数】【支援・相談員配置人数】

- ・30世帯あたり → 30世帯毎に常勤1名を配置
- ・29世帯以下 → 非常勤1名を週1日～3日配置

※ニーズ等により弾力的な運用も可



《平成28年度の見直し》

【支援給付受給世帯数】【支援・相談員配置人数】

- ・30世帯あたり → 30世帯毎に常勤1名～6名を配置
- ・29世帯以下 → 世帯数を1世帯から29世帯まで5階層に細分化し、非常勤1名を年7日～175日配置

※ニーズ等により弾力的な運用も可

永住帰国後の受入体制の見直し

○永住帰国者数が減少していることから、平成27年度末で中国帰国者定着促進センターを廃止し、平成28年度からその機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合し、今後の永住帰国者の受入れや定着促進のための研修等を実施。

(2) 地域社会での支援の実施等

- 地域社会での生活支援について、引き続き、きめ細かな運用が図られるようご協力をお願いしたい。特に、中国残留邦人等の高齢化への対応及び二世の就労支援については、積極的な取組をお願いしたい。

中国残留邦人等の高齢化への対応

○自立支援通訳による支援の充実

近年は高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、関係機関と連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう自立支援通訳等の人的支援に重点を置いた支援をお願いしたい。

○日本語教育支援の見直し

これまでの日本語教室での支援に加え、交流事業を通じながら日本語を学習できるよう支援の見直しをお願いしたい。

○公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなど良質な住環境の確保についてご協力願いたい。

中国残留邦人等二世の就労支援

○就労相談員配置等による就労支援

中国残留邦人等の二世については、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、就労相談員の設置など、就労支援の積極的な取組をお願いしたい。

○就労に役立つ日本語教室の設置

日本語が不自由のため就労できない二世に対し、就労に役立つ日本語の指導を集中的におこなう日本語教室の設置をお願いしたい。

○特定求職者雇用開発助成金制度の広報

中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

普及啓発事業

これまで全国10都市で開催した「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」について、平成28年度以降は、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として、中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして、多地域で行うこととしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(3) 支援給付及び配偶者支援金の支給

現 状

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齡基礎年金等の支給と支援給付の支給を実施。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齡基礎年金の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。



(4) 支援給付等施行事務監査

現 状

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、平成28年度も実施予定。
- 平成28年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせする予定。

依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、都道府県・指定都市におかれても、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

現 状

- ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約3万9千人(※)の個人を特定したところ。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約9百人(※)の個人を特定したところ。(※平成27年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまでと同様に、その記載内容を御遺族にお知らせしたいので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。

平成28年度 援護関係予算(案)の概要

27年度予算

28年度予算(案)

303億35百万円



278億19百万円

1 援護年金	145億76百万円	→	122億64百万円
2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 支給事務費(支給対象件数 約3千件)			17百万円
3 遺骨収集帰還事業の強化	16億49百万円	→	21億34百万円
(1) 硫黄島遺骨収集帰還事業	10億60百万円	→	13億60百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業	5億88百万円	→	7億74百万円
4 戦没者慰霊事業等	7億98百万円	→	7億61百万円
(1) 慰霊巡拝等	2億79百万円	→	3億24百万円
(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等	3億69百万円	→	2億87百万円
(3) 全国戦没者追悼式挙行経費	1億50百万円	→	1億50百万円

27年度予算

28年度予算(案)

5 昭和館・しょうけい館事業	6億78百万円	→	6億34百万円
(1) 昭和館	4億97百万円	→	4億54百万円
(2) しょうけい館	1億81百万円	→	1億80百万円
6 戦争の経験の次世代への継承	21百万円	→	23百万円
(1) 戦傷病者等の証言映像の収録	21百万円	→	14百万円
(2) 若年世代の語り部の育成等			9百万円
※昭和館、しょうけい館、中国帰国者支援・交流センター等で実施(再掲)			
7 中国残留邦人等の援護等	112億79百万円	→	106億89百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	110億58百万円	→	104億51百万円
(2) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	1億35百万円	→	77百万円
(3) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	86百万円	→	1億61百万円

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係				
1 社会福祉法人改革について (P2～)	福祉基盤課	総務係	高相	2863
2 福祉・介護人材確保対策等について (P13～)	福祉基盤課	総務係	高相	2863
3 生活保護の適正実施等について (P35～)	保護課	総務係	馬場	2824
4 生活困窮者自立支援制度について (P51～)	地域福祉課	総務係	北尾	2853
5 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて (P66～)	地域福祉課	総務係	北尾	2853
(参考)社会関係の予算について (P74～)	書記室	経理係	河野	2805
II 給付金関係 (P81～)	簡素な給付措置支給業務室		田中(孝)	2127

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
Ⅲ 援護関係 (P94～)				
1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	援護・業務課	庶務係	羽田	3425
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	援護・業務課	庶務係	羽田	3425
3 遺骨収集帰還等慰霊事業について	事業課	庶務係	大塚	3452
	事業推進室	庶務係	田中	3477
4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	事業推進室	調査第一係	酒井	3482
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業推進室	調査班	樋口	4511
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	中国残留邦人等支援室	庶務係	古川	3462
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	中川	3459
(参考)平成28年度援護関係予算(案)の概要について	援護書記室	援護経理係	山口	3404